

事 務 連 絡

平成 30 年 1 月 9 日

各 位

大阪府内建築行政連絡協議会 設備部会

共同住宅等の省エネ届出書における集計用別紙の添付のお願い

平素より、大阪府内建築行政連絡協議会設備部会の運営にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、建築物省エネ法の届出で第三面の建築物の用途が共同住宅等の用途については、別添の記入例により、合わせて第四面の集計用別紙[※]を添付していただくようお願い申し上げます。

※) 様式の注意書きより、第四面は別の書面をもって代えることができます。

お問い合わせ先

大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室

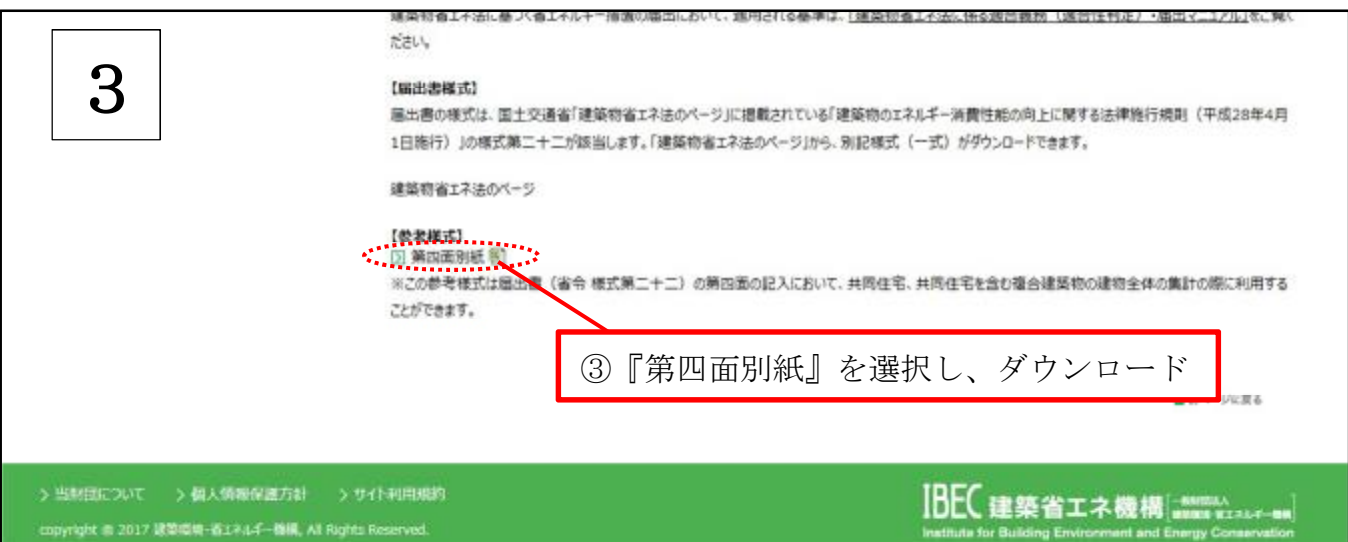
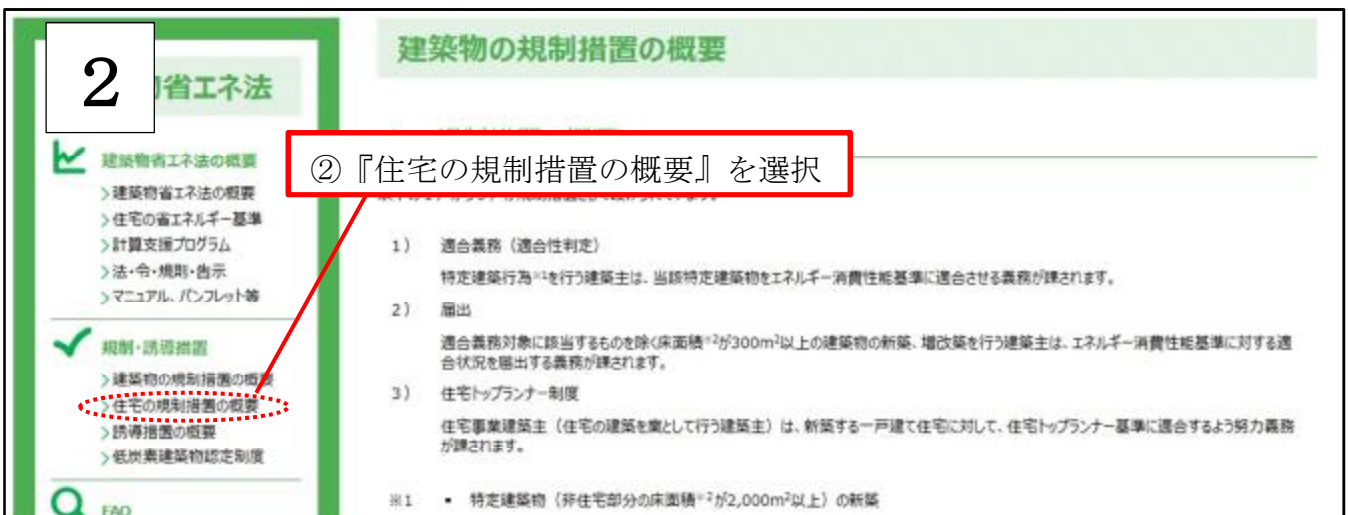
審査指導課 建築環境・設備グループ

電 話 06-6941-0351 (内線)3025

F A X 06-6210-9719

第四面別紙は、下記HP（IBEC：建築省エネ機構）から、以下の手順でダウンロードできます。

URL：<http://www.ibec.or.jp/index.html>



建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	m ²
【3. 建築面積】	m ²
【4. 延べ面積】	m ²
【5. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 建築物の住戸の数】	建築物全体 戸
【8. 届出に係る計画内容を記入してください】	
【9. 建築面積】	
【イ. 新築】	(m ²) (m ²)
【ロ. 増築】	全体 (m ²) (m ²) 増築部分 (m ²) (m ²)
【ハ. 改築】	全体 (m ²) (m ²) 改築部分 (m ²) (m ²)
【10. 構造】	造 一部 造
【11. 法附則第3条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 竣工年月日 年 月 日 竣工
【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 認定を受けた所管行政庁の名称 ()
【13. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 竣工年月日 年 月 日 竣工
【14. 該当する地域の区分】	地域
【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】	
1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項	
<input type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K) (基準値 W/(m ² ・K))
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値)
<input type="checkbox"/> 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	()

基準対象外

2. 一次エネルギー消費量に関する事項

(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分

基準省令第1条第1項第1号イの基準 基準省令第1条第1項第1号ロの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(2) 住宅又は複合建築物の住宅部分

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

※集計用別紙の数値を

ここに記入してください

一次エネルギー消費量に関する仕様基準

共用部分の基準一次エネルギー消費量 (GJ/年)

共用部分の設計一次エネルギー消費量 (GJ/年)

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(3) 複合建築物

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

【16. 工事着手予定年月日】平成 年 月 日

【17. 届出に係る計画内容を記入してください】

【18. 備考】

(第四面)

このように記入してください

[住戸に関する事項]

別紙を参照

【1. 住戸の番号】

【2. 住戸の存する階】 階

【3. 専用部分の床面積】 m^2

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項

外皮平均熱貫流率 $W(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W(m^2 \cdot K)$)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

別紙を添えた場合、記入は省略できます

2. 一次エネルギー消費量に関する事項

基準一次エネルギー消費量 $GJ/年$

設計一次エネルギー消費量 $GJ/年$

BEI ()

一次エネルギー消費量に関する仕様基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄に用いる用語の意義は、4. 第三面関係の注意⑧のとおりとします。

「（1）外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ（1）の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

「（2）一次エネルギー消費量に関する事項」は「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」、「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「BEI」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

- ④ 第四面は、他の制度の届出書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

6. 別紙関係

- ① 1欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
- ② 1欄の（1）の1）から3）までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。
- ③ 1欄の（1）の1）から4）までにおける「断熱性能」は、「断熱材の種別及び厚さ」、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。「断熱材の種別及び厚さ」については、当該部位に使用している断熱材の材料名及び厚さを記入してください。
- ④ 1欄の（1）の3）及び4）における（イ）及び（ロ）の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
- ⑤ 1欄の（1）の5）の「開口部比率」とは、外皮面積の合計に占める開口部の面積の割合をいいます。
- ⑥ 1欄の（1）の5）は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。
- ⑦ 1欄の（1）の5）の「断熱性能」は、「建具等の種類」又は「熱貫流率」の該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。
- ⑧ 1欄の（1）の5）の「日射遮蔽性能」は、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。
- ⑨ 1欄の（1）の6）の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。
- ⑩ 1欄の（2）の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置

